

# 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン

## 【武蔵野市立小・中学校】

このたび、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の通知等を基に、本ガイドラインの改訂を行いました。主な変更内容は以下の通りになります。

- 学校の教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。また、教職員・児童・生徒ともにマスクの着脱を強いることのないように留意すること。
- 上記のことを踏まえた上で、各教科等の指導においては、一斉に近距離での大声での会話を控えるなど、工夫すること。

本ガイドラインは、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので、御留意ください。

令和5年3月30日 改訂  
武蔵野市教育委員会 指導課



# 目次

|      |                                   |   |
|------|-----------------------------------|---|
| I.   | 感染拡大防止のための原則 .....                | 1 |
| 1    | 基本的な感染症対策の実施 .....                | 1 |
| 2    | 集団感染のリスクへの対応 .....                | 1 |
| II.  | 学校運営編 .....                       | 2 |
| 1    | 感染症予防策の徹底 .....                   | 2 |
| (1)  | 児童・生徒への指導 .....                   | 2 |
| (2)  | 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼 .....         | 2 |
| (3)  | 教職員等の健康管理 .....                   | 2 |
| (4)  | 校内環境の適切な管理 .....                  | 2 |
| (5)  | 学校内の消毒作業の進め方 .....                | 3 |
| (6)  | 連絡体制・衛生管理の徹底 .....                | 3 |
| (7)  | 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い .....      | 3 |
| 2    | 教育活動を実施するうえで必要な感染症対策 .....        | 3 |
| (1)  | 登校時の健康状態の把握 .....                 | 3 |
| (2)  | 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備 .....        | 4 |
| (3)  | 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応 .....         | 4 |
| 3    | 感染症対策を徹底した教育活動 .....              | 4 |
| (1)  | 基本的な考え方 .....                     | 4 |
| (2)  | 教育活動上の留意点 .....                   | 4 |
| (3)  | 部活動等を実施する際の留意点 .....              | 7 |
| (4)  | 学校行事 .....                        | 7 |
| III. | 臨時休業編 .....                       | 9 |
| 1    | 学校において感染者等が発生した場合の対応 .....        | 9 |
| (1)  | 校内で発熱等風邪症状がみられる場合 .....           | 9 |
| (2)  | 新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合の流れ ..... | 9 |

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| （３） | 学習指導に関すること .....                  | 10 |
| （４） | 登校する日の設定について .....                | 10 |
| （５） | 心のケアについて .....                    | 10 |
| （６） | 教職員の勤務について .....                  | 10 |
| 2   | 地域の感染状況を踏まえた対応 .....              | 10 |
| 3   | 参考（本ガイドライン内で示した出席停止等に関する事例） ..... | 10 |

## I. 感染拡大防止のための原則

学校で教育活動を展開していくためには、児童・生徒や教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに備えることが重要となります。そこで、以下のことを原則として、校内での感染症対策に万全を期すようお願いします。

### 1 基本的な感染症対策の実施

感染症対策として「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」がポイントであることを踏まえ、以下の取組を行うこと。

- (1) 発熱等の風邪の症状が見られる児童・生徒、教職員は自宅で休養させることを徹底すること。健康観察票等を利用し、家庭と連携した、毎朝の検温及び風邪症状の確認をすること。確認できなかった児童・生徒は、検温及び風邪症状の確認をすること。
- (2) 学校の教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときなど、マスクの着用が推奨される場面は考慮すること。また、教職員・児童・生徒ともにマスクの着脱を強いることのないように留意すること。
- (3) 手洗い（手荒れがひどい場合等は、石けんを使用せず流水でしっかり洗うことで可）や咳エチケットを徹底すること。
- (4) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導すること。

### 2 集団感染のリスクへの対応

「換気の悪い密閉空間」「多くの人が手の届く距離に集まる」「間近での会話や大声での発声を行う」の3つの条件が同時に重なる場を避けることを基本とし、以下の取組を行うこと。

- (5) 教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。
- (6) 教育活動上、一斉に大きな声で話す活動を行うときは、「近距離」かつ「向かい合って」の発声は控えること。

## II. 学校運営編

### 1 感染症予防策の徹底

#### (1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

##### ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達の段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

##### イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が手の届く距離に集まる）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話等が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。「3つの密」が同時に重ならないよう工夫すること。

##### ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して 30 秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

##### エ 咳エチケットの指導

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻を押さえるよう指導すること。

#### (2) 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

(1) の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。

- 児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくことなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
  - 毎朝の検温
  - 検温結果と健康状態について健康観察票に記載
  - 健康観察票において何らかの症状がみられる場合は無理をせず休養させる（症状については主治医等に相談すること）
- 校長は、児童・生徒が発熱、せき、のどの痛みなどの症状がある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

#### (3) 教職員等の健康管理

- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記録すること。
- 校長は、毎日、「健康チェック表」の記載内容について問題がないことを確認すること。

#### (4) 校内環境の適切な管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんや消毒薬等を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。
- 換気を行うため、教室のドアは気候上可能な限り常時開放しておくこととし、授業中における

窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（業間に数分間程度、窓を開ける）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。

- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、常時入り口を開けておいたり、換気扇等を稼働させたりした状態で使用すること。
- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、換気を行うこと。人の密度が低い状態でも換気に努めるようにすること。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節などの校内環境管理の対策を講じること。

#### （５） 学校内の消毒作業の進め方

- 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。
- 手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「普段の清掃・消毒のポイント」を参考にしつつ、過度な消毒とならないよう、十分な配慮をすること。

##### ＜普段の清掃・消毒のポイント＞

- 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- 机、椅子についても特別な消毒作業は必要ない。
- 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）については、1日1回、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。なお、児童・生徒の手洗いが適切に行われている場合、この作業は省略可能である。
- 器具・用具や清掃道具など共有する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うように指導する。

#### （６） 連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。

#### （７） 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

##### ア 児童・生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童・生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

##### イ 副反応が出た場合の児童・生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童・生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童・生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断する。

## 2 教育活動を実施するうえで必要な感染症対策

### （１） 登校時の健康状態の把握

- I 1（２）に示したとおり、登校時の児童・生徒の健康状態を確認すること。
- 児童・生徒に発熱等の風邪の症状等がみられる場合は原則として自宅で休養するよう指導すること。

## (2) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

- 校長は、感染症が疑われる児童・生徒の発生時における校内の連絡協力体制をあらかじめ決めておく。
- 保健室は、外傷や心身の不調など様々な要因で児童・生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童・生徒が他の児童と接することのないよう、保健室以外の別室で待機させるなどの配慮を行うことが望ましい。

## (3) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
  - 感染症が疑われる児童・生徒については別室で対応することが望ましい。保健室で対応する場合は、他の児童・生徒と接することがないよう留意する。また、他の児童・生徒と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。
  - 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染症対策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
  - 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。
  - 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧め、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。
- ※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

(厚生労働省)<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

## 3 感染症対策を徹底した教育活動

### (1) 基本的な考え方

学校の教育活動を行うに当たっては、子どもの学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を行う。

- 密室、密集、密接の「3つの密」を避けた環境の中で、教育活動を実施する。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 都内の感染者の状況、市内および近隣市区の感染者の状況などを十分に踏まえ、通常の教育活動にしていく。
- 児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達の段階に応じた指導を行う。

### (2) 教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導（常時気を付けること）

- 飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り、感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避ける。

(例) ○グループや少人数等による話し合い活動は、大声での会話は控えること。また、学習者用コンピュータを活用した意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。

○理科の実験・観察は、密接を防ぐため、少人数のグループでの実施や、1セットの実験器具を扱う児童・生徒を少なくするなど工夫する。また、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行う。

○歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、児童・生徒が1m程度間隔を空ける、原則として向かい合っでの歌唱を控えるなどの工夫を行う。

○調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、少人数でのグループでの実施や、1台の調理器具に関わる人数を少なくするなどして実施する。また、試食の際は大声を控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合は、1m程度の間隔を確保する等の工夫をする。

- 職場体験の実施にあたっては、受入れ先が講じる感染予防対策に基づいて対応するとともに、日頃から家庭と連携し、健康管理や感染予防に努める。

イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- 熱中症に留意するとともに、児童・生徒の健康状況を考慮して実施する。
- 体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。
- 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用するなど、密集した状態とならないよう工夫する。
- 器具や用具を共用する場合は、授業後の手洗いを行わせること。
- 水泳授業の実施については、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避けるなど工夫する。
- 柔道での攻防、器械運動での補助など、身体接触を伴う活動では、大声での発声は控えること。

ウ 体育館等でガイダンス等を実施する場合

- 児童・生徒同士の間隔をおおむね1 m確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

エ 学校給食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。
- 配膳・喫食準備前後の手洗いや配膳当番のマスク着用など、衛生管理を徹底させる。
- 喫食中は、適切な換気の確保とともに大声での会話は控え、机は向かい合わせにはしない。向かい合わせにする場合は、対面する児童・生徒の1 m程度の間隔を確保する等の工夫をする。

オ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

カ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行い、清掃前後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いをを行うよう指導する。

キ 児童・生徒への注意喚起

- 次の注意事項を、ホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、放送やポスター掲示等を活用した注意喚起を実施する。
  - 手洗いの励行
  - 「3密」を避けた行動
  - 教室等の換気
  - マスクの着脱は個人の判断であること

ク 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

- 感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

- 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」（教育庁指導部指導企画課）等を参考に、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。

※いじめ等防止の情報サイト「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」<https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/>

- その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、「ワクチンの接種は強制ではないこと」「周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと」「身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること」などを児童・生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

## ケ 登校の判断

- (ア) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について
  - 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握する。
  - この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。その際、学習者用コンピュータ等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。登校していない児童・生徒が、オンラインにより朝の学級活動や授業に参加することは、顔を合わせて友達と話す機会や、登校を促すきっかけを作ることになる。
- (イ) 日常的にケアが必要な児童・生徒について
  - 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
  - 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- (ウ) 海外から帰国した児童・生徒について
  - 政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。
  - これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

## コ 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

- (ア) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組
 

長期にわたる休業等により、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの子どもたちが抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧に心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。特に、成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応する。また、必要に応じてスクールカウンセラーによる面接や、生活や福祉等の支援が必要と

される児童・生徒については、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

#### (イ) 学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築

新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童・生徒の発達の段階等に応じて電話による相談を含む）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供ＳＯＳダイヤル 0120-0-78310(なやみいおう)」 「市教育支援センター電話相談 0422-60-1922」）を適宜周知し、児童・生徒の心のケア等に配慮すること。

また、全ての児童・生徒に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24 時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。特に、中学生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

#### (ウ) 感染した児童・生徒の心のケア等

校長講話や学年集会等において、感染状況やその脅威を正しく理解させるとともに、誰でも感染する可能性があり、仮に感染しても自分を責めたり、周囲の児童・生徒がそのことを非難したりすることがないように、指導を徹底する。

### (3) 部活動等を実施する際の留意点

- 児童・生徒の健康・安全の確保のため、教職員や部活動指導員が、児童・生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫するとともに、部活動（以下、部活動）の実施状況を確実に把握する。
- 使用する楽器や用具等は、児童・生徒間での不必要な使い回しは避ける。
- 屋内の活動場所、更衣室や部室は定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 部活動の日時や実施内容をあらかじめ児童・生徒、保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、児童・生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。その際、日常的な健康観察や健康観察票の活用等により、児童・生徒の健康状態の把握に努める。
- 児童・生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえるとともに、児童・生徒の安全を確保するため、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- 部活動の実施に当たっては、それぞれの特性に応じた感染症対策を講じる必要があるため、各団体が作成するガイドラインを遵守する。
- 活動時間及び休養日については、「武蔵野市立学校に係る部活動の方針」を遵守する。
- 参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、会場への移動時や食事時、会場での更衣室及び会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。

### (4) 学校行事

実施を計画する場合は、次の対策を講じるなどして、児童・生徒の安全を十分に確保する。

#### ア 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う活動（合唱祭、演奏会、講演会等）

- 「3密」を避けるなど基本的な感染対策を徹底した計画をするとともに、30分に1回を目安として定期的に休憩を挟み、その都度、会場内の換気を行うなどの工夫を行う。また、オンラインによる鑑賞も工夫する。
- 学校の体育館等の施設を使用する場合は、児童・生徒同士の間隔をおおむね1m確保するとともに、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。

- 外部会場を使用する場合は、会場の使用規定等に基づくこと。
- 飛沫感染防止の観点から、歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は前1 m以上、左右50 cm程度を目安に確保するなど工夫する。
- 運動会等の体育的行事の実施に当たっては、上記の工夫を参考に行う。

#### イ 宿泊を伴う行事について

- 武蔵野市また学区等地域の状況、宿泊実施地や活動先における感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合は、児童・生徒、保護者との対話を重ね、学校の教育課程全体において、各校が延期又は中止と判断する。
- 感染者の発生に伴い、実施日が臨時休業となる場合は中止する。
- 旅行の計画に当たっては、次の点について確認する。
  - ✓ 宿泊先や訪問先の施設等の感染症対策等
  - ✓ 児童・生徒の感染が判明した場合の発症者の隔離や看護、濃厚接触者の対応及び保護者への引渡し方法等
  - ✓ 移動に係る輸送機関の車内等の換気等
  - ✓ 宿泊先における人数に配慮した部屋割や入浴施設の利用等
  - ✓ 食堂等の交代制による利用や一人ずつのセットメニューでの提供等
  - ✓ 児童・生徒と保護者に対して、旅行のねらい、旅行中の感染症対策、経路、利用する交通機関、緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料等について丁寧に説明するため、状況によってはオンライン等を活用するなどして、必ず保護者会を開催すること。その上で、次の点について必ず確認すること。
    - 実施1週間前から、児童・生徒の健康観察を徹底するとともに、同居の家族についても健康状況を把握すること。
    - 本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加できないこと。
    - 本人が濃厚接触者に特定された場合は、感染していないことが確認できるまで参加できないこと。
    - 出発日に本人に発熱や風邪の症状が見られる場合は参加できないこと。
    - 旅行中に、発熱や風邪の症状が出た場合、新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者となった場合は、医療機関や保健所と相談の上で対応を行うこと。その際、旅行先での保護者への引渡しや、PCR 検査等による滞在延長の可能性があること。
  - ✓ 旅行中に児童・生徒自身が感染予防の行動ができるよう事前に指導する。

#### ウ 校外での活動

- 宿泊を伴う行事に準じて行う。

#### エ 健康診断の実施

- 実施時期や方法について、学校医・関係機関等に相談し、実施する。その際、以下の点に注意する。
  - ✓ 会場は十分に換気する。
  - ✓ 会場には一度に多くの人数を入れない。
  - ✓ 整列させる際にはできるだけ間隔を空ける。
  - ✓ 健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
  - ✓ 会場では会話や発声を控える。
- 検査に必要な器具を適切に消毒する。

### III. 臨時休業編

今後、新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、感染症の拡大に備えていくことが必要である。

#### 1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

##### (1) 校内で発熱等風邪症状がみられる場合

発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して自宅で休養させる。判断に迷う場合は、学校医に相談する。

当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。指導要録上は欠席の扱いにせず、出席停止として扱う。

特に、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の者と接触を可能な限り避けられるように、別室で待機させること。

##### (2) 新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合の流れ

ア 児童・生徒または教職員の新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合

児童・生徒の場合は、教育支援課学校保健給食担当、教職員の場合は指導主事へ管理職が報告フォームにより報告する。

イ 児童・生徒、教職員が濃厚接触者の特定を受けた場合

- ① 濃厚接触者に特定された児童・生徒は、出席停止とする。
- ② 濃厚接触者に特定された教職員は、自宅勤務、事故欠勤等とする。
- ③ 濃厚接触者に特定された学校関係者は、校内への立ち入りを禁止とする。
- ④ 教育委員会は、学校の全部または一部の臨時休業が必要な場合は、学校へ決定内容を連絡する。
- ※ 原則として臨時休業は実施しないが、学校での集団発生が疑われる場合には、関係機関の助言を参考に、必要に応じて学校の全部または一部の臨時休業を実施する場合がある。

ウ 学校において感染者が判明した場合

- ① 感染が確認された当該児童・生徒は、出席停止とする。
- ② 感染が確認された教職員は、事故欠勤（病気休暇）等とする。
- ③ 感染が確認された学校関係者は、校内への立ち入りを禁止とする。
- ④ 出席停止や事故欠勤等の期間は、治癒するまでの間とする。
- ⑤ 教育委員会は、学校の全部または一部の臨時休業とその期間を決定し、学校へ決定内容を連絡する。併せて、市立小・中学校へ当該校の対応を周知する。
- ⑥ 学校は、臨時休業の期間や対応について、保護者に周知する。その際、感染者等のプライバシーに十分に配慮した上で、説明文書を作成し、むさしの学校緊急メールで周知する。

エ 学級閉鎖等の対応

学校の臨時休業の実施判断については、学校保健衛生法第 20 条に基づき、設置者である市教育委員会が行う。

学校関係者に新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者が確認された場合の学級閉鎖等は、令和 4 年 8 月 26 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の基準の改定について」（指導課長、教育支援課長）に基づく。[http://www.city.musashino.lg.jp/stopcovid19/hogosha/sho\\_chugakko/1033795.html](http://www.city.musashino.lg.jp/stopcovid19/hogosha/sho_chugakko/1033795.html)

オ 他の学校等の状況を踏まえた対応

武蔵野市内のクラスター発生状況や都内の患者の発生状況などにより、一部またはすべての学校において臨時休業を実施する場合がある。

### (3) 学習指導に関すること

- 臨時休業を実施する場合は、学校や児童・生徒の実態等に応じ、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく学習など家庭学習を課す等の必要な措置を講じること。その際、可能な限り、学習者用コンピュータを活用した家庭学習とするなど工夫をすること。
- 家庭学習を適切に課した上で、教師が児童・生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童・生徒との間で学習者用コンピュータや電話等を活用した学習状況の把握を行い、児童・生徒の学習を支援すること。
- ICTを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取扱いについては、平成30年著作権法改正による『授業目的公衆送信補償金制度』について毎年申請を行っている。

### (4) 登校する日の設定について

- 学習状況の確認や生徒指導、健康観察を適切に行うことや生活リズムの確保を図る観点から、実態に応じて登校する日を適切に設定することを考えること。その際、児童・生徒を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止のための措置等を講じること。

### (5) 心のケアについて

- 学級担任等を中心として学習者用コンピュータや電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童・生徒及びその保護者との連絡を密にし、休業期間中において必ず定期的に児童・生徒の心身の健康状態を把握すること。その際、保護者だけではなく、児童・生徒本人ともオンラインや直接電話等で会話するなどして、児童・生徒の状況を的確に把握すること。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童・生徒の発達の段階等に応じて電話による相談を含む）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310(なやみいおう)」「市教育支援センター電話相談 0422-60-1922」）を適宜周知し、児童・生徒の心のケア等に配慮すること。
- 要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童・生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、オンラインや電話等で定期的に児童・生徒の状況を把握すること。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして子ども家庭支援センター（子ども子育て支援課）や児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。
- 児童・生徒の状況等から対面での指導（心身の状況把握や心のケアを含む）等の必要性が高い場面が生じた場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

### (6) 教職員の勤務について

- 教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。ただし、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができることとし、当面の間、継続する。また、今後、東京都から発出される通知等に基づき、適宜見直しを図っていくこととする。

## 2 地域の感染状況を踏まえた対応

- 特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部又は全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細かに対応する必要がある。

## 3 参考（本ガイドライン内で示した出席停止等に関する事例）

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合（9 ページ参照）
- ② 発熱等の風邪症状がみられる場合（9 ページ参照）
- ③ ワクチン接種を受けたり、受けた際に副反応が出たりした場合（3 ページ参照）
- ④ 濃厚接触者に特定された場合（9 ページ参照）
- ⑤ 海外帰国し、政府から一定期間自宅等での待機の要請の対象となった場合（6 ページ参照）
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかった場合（6 ページ参照）